

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

改正理由：研究インテグリティの確保のための体制整備に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (目的) 第2条 推進本部は、<u>本学の研究活動全体を統括し、教育実践研究をはじめとする研究を推進するとともに、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）を行うことを目的とする。</u> (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) 若手教員等研究支援の推進 <u>(8) 研究インテグリティ・マネジメントに関すること。</u> (9) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関すること。 <u>(10)～(11) 〔省略〕</u> 〔省略〕 (プロジェクト) 第6条 〔省略〕 <u>(専門委員会)</u> 第7条 推進本部は、<u>研究インテグリティ・マネジメントに係る専門的な事項を検討させるため、研究インテグリティ専門委員会を置くことができる。</u> <u>2 専門委員会の設置その他専門委員会に関し必要な事項は、推進本部が定める。</u> (紀要編集会議) 第8条 〔省略〕 (論叢編集会議) 第9条 〔省略〕 (本部員以外の者の出席) 第10条 〔省略〕 <u>(相談窓口)</u> 第11条 <u>研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、財務・研究推進部研究・連携推進課（以下「研究・連携推進課」という。）に相談窓口</u>	〔省略〕 (目的) 第2条 推進本部は、<u>本学の研究活動全体を統括するとともに、教育実践研究をはじめとする研究を推進することを目的とする。</u> (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) 若手教員等研究支援の推進 (8) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関すること。 <u>(9)～(10) 〔省略〕</u> 〔省略〕 (プロジェクト) 第6条 〔省略〕 (紀要編集会議) 第7条 〔省略〕 (論叢編集会議) 第8条 〔省略〕 (本部員以外の者の出席) 第9条 〔省略〕

<u>を置く。</u> <u>2 前項の相談窓口を担当者を置き，研究・連携推進課の職員をもって充て，当該課長が責任者となる。</u> (庶務) <u>第12条</u> 推進本部の庶務は，関係部課等の協力を得て，<u>研究・連携推進課</u>が処理する。 <u>第13条・第14条</u> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，令和7年4月1日から施行する。</u>	(庶務) <u>第10条</u> 推進本部の庶務は，関係部課等の協力を得て，<u>財務・研究推進部研究・連携推進課</u>が処理する。 <u>第11条・第12条</u> 〔省略〕 〔省略〕
---	--